

基幹統計調査の承認の状況

(平成 27 年 8 月 1 日～ 8 月 31 日分)

平成 27 年 9 月 17 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成 28 年度の調査からの実施に当たり、以下について変更</p> <p>① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園が、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条に規定する「法律に定める学校」に位置付けられたことを踏まえ、調査対象の属性的範囲に幼保連携型認定こども園を追加</p> <p>② 学校保健安全衛生法施行規則（平成 26 年文部科学省令第 21 号）の一部改正に伴い、学校での健康診断の検査項目が変更されることを踏まえ、以下の報告を求める事項について変更</p> <p>ア) 発育状態調査票における「座高」の削除</p> <p>イ) 健康状態調査票における「寄生虫卵保有」の削除及び「脊柱・胸郭」の「脊柱・胸郭・四肢の状態」への変更</p>	H27. 8. 24

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。